

【前回の復習】

■Davidsonの真理条件意味論では、

(1) まず、語の意味を公理として設定した。

例えば、

N1: 「アキコ」は、対象アキコを表示する

N2: 「は幸せだ」は、集合 $\{x : x \text{は幸せだ}\}$ を表示する

(2) 次に、文の意味についての一般的な公理を設定する。

A1: 全ての固有名 α について、すべての述語 β について、「 $\beta \alpha$ 」が真であるのは、「 α 」の表示対象 $V(\alpha)$ が「 β 」の表示集合 $V(\beta)$ の要素である (つまり、 $V(\alpha) \in V(\beta)$ が成り立つ) ときそのときに限る。

(3) 推論規則を設定する

R1: 普遍例化 Universal Instantiation (UI)

R2: 存在量化 Existential Instantiation (EI)

(4) ここから例えば次の定理を導出する

T1 「アキコは幸せだ」が真であるのは、 $V(\text{アキコ}) \in V(\text{は幸せだ})$ のときそのときに限る。

(A1にR1を適用)

■Dummettによれば、このような真理条件意味論は、「穏健な意味の理論」であり、別の言語 (メタ言語) の習得を前提した上での対象言語の意味の理解の説明しようとするものである。このような「穏健な意味の理論」は翻訳マニュアルと同じものであり、<我々が言語を理解するときになにを理解しているのか>の説明になっていないと批判する。<T文が真であることを知る>ということは、<T文が表現している命題を知る>には十分ではない、と批判する。

■これに対して、デイヴィドソンならばどのように答えるだろうか？ デイヴィドソンは、<T文が真であることを知る>ということは、<T文が表現している命題を知る>には十分ではない、ということをも認めるだろう。そして、T文が表現する命題を知ることは、このT文を定理とする正規的証明がもちいる公理の理解から合成されると答えるだろう。そして、<公理が真であることを知る>ということは、<公理が表現する命題を知る>には十分ではないという批判に対しては、T文の全体から公理を正当化すると答えるだろう。そして、<公理が表現している命題の内包的な理解に基づいて、公理の主張を正当化する>という方針に対して、外延的な意味論を与えるという立場から批判するだろう。

■では、このようなデイヴィドソンからの反論に対してダメットならば、どう答えるだろうか。ダメットは論文 'What is the Theory of Meaning I' の 'Appendix' において、上記のような公理の設定についての全体論的な説明を与える「証拠」 (話し手の言語行為から理解されること (p.67) が、公理が表現する命題の理解の説明になっていると考えて、デイヴィドソンを「穏健な意味の理論」と批判したのは間違いだったという (Cf. p. 26, 28)。ここでは、「穏健な意味の理論」としてではなく、「意味の全体論」としてデイヴィドソンを批判している。

■この問題はまだクリアになっていない。デイヴィドソンの意味論は、公理の設定と意味の全体論

の関係のところクリティカルな問題を抱えていると思われる。

§ 7 Dummettの主張可能性意味論

ここでは、Dummett の論文'What is the Theory of Meaning II' in *The Seas of Language* をもとにダメットの「主張可能性意味論」を解説する。(頁数は、この本のページ数である。)

1、意味の理論の課題

言語を話したり理解したりする能力は、「実践的能力」(practical knowledge)であり「潜在的知識」(an implicit knowledge) (p. 36) 意味の理論は、この「実践的な能力の理論的表現」を目指すものであり、「まだいかなる言語も知らない人が、与えられた言語を知るようになるためになにを獲得しなければならないかを説明する」 (p.36)

2、意味の理論の構造

「意味の理論は、個別の語を統制する公理を含むだろうし、文の形成を統制する他の公理を含むだろう。それらの公理が一緒になって、特殊な文に関係する理論を生み出す。理論が、個別の語を支配する公理の知識をともなう特殊な実践的能力に関係するなら、つまり、[意味の]理論が、語の意味の知識を構成する能力の所有を表現するならば、私はその意味論を原子論的意味論とよぼう。[意味の]理論が、文全体に関係する諸定理をともなう能力に関係しているならば、分子論的意味論と呼ぼう。」 (p.38)

■分子論的見方の擁護：全体論への批判

「言語の分子論的見方と全体論的見方の違いは、分子論的見方では、おのおのの文が原則として、孤立して理解されていることにあるのではない。むしろ、全体論的見方では、どの文も言語全体を知ることなしには理解できないが、分子論的見方ではおのおのの文にとって、言語の決定的な断片があり、その知識が、その文の完全な理解にとって十分であるということである。」 (p.44) 「そのような概念[分子論的意味論]は、文や表現の配列に関して、部分的な順序づけを認める。」 (p.44) 「全体論的見方では、依存関係は、非対称的ではない」 (p.44)

■意味 (meaning) の理論の構成(p.40)

A、中心部分：コア①指示の理論：真理の理論：「真理条件の帰納的明示」 74

殻②意義(sense)の理論

B、補助的部分：③力の理論 (theory of force)

「真理概念を中心観念とみなす意味の理論は、二つの部分から出来ている。理論のコアは、真理の理論である、つまりある言語の文の真理条件の帰納的特定化である。このコアは、指示の理論とよばれるだろう。というのは、この理論のなかで、ある時ある話し手によるある文ないしその発話が真であるという条件を述べ、また、個々の語を支配し、それらの語に適当な種類の指示を割り当て

る公理を述べるものである。」(p. 40)

「指示の理論を取り囲むのは、意義の理論を形成する殻の部分である。これは指示の理論の部分についての話し手の知識がどのように構成されているのかを、話し手の特定の実践的知識を理論の特定の命題に関係付けることによって、規定する。」(p. 40)

「力の理論は、文の発話をもつ規約的な意味significanceのさまざまなタイプの説明を与える。つまり、主張、命令、要求などの発話によって結果する言語行為 (linguistic act) のさまざまな種類の説明をあたえる。」(p. 40)

3、検証ないし反証を中心概念とする意味の理論へ向けて

真理条件意味論は、明快であるという利点を持つ。真理条件が満たされているかどうかを経験的決定できる限りにおいて、ダメットはそれに反対しない。問題は、真理条件が経験的にテストできない場合、つまり検証不可能な場合をどう扱うかである。Wylieによれば、ダメットは<文の意味が真理条件であること>を認めるが、しかし<真理条件は常に検証可能でなければならない、検証不可能な真理条件の存在を認めない>という立場である。

■真理条件意味論に原理的な困難を引き起こす文の分類

①真理値を持たない文、従って真理条件も持たない文。たとえば命令、約束、質問など。

②真理値をもつが、その真理条件を明示することが現在のところ難しい文

「<規約T>充たす理論を要請することによって課せられる制約は、相当なものであるように思われる。例えば、態度帰属文、様相、因果的一般言明、反事実的条件文、限定形容詞、「ほとんど」のような量子子といった数多くの問題を、この制約内でとりあつかうことの出来る方法で、現在知られており、しかも一般に受け入れられているような方法は存在しない。」(「根元的解釈」訳 p. 27)

③真理条件をもつが、それが満たされているかどうかの判定が原理的に困難である文

このタイプの困難の解決がダメットの取り組んだ課題である(Cf. p.46)。

- ・無限の定義域をもつ量化
- ・反事実的条件法
- ・原理上アクセスできない過去や未来への言及

WylieのHP上のファイル”Dummett on Realism and Anti-Realism “には 次のような例が挙げられている。

(0) ‘James II suffered a migraine on the afternoon of his 32nd birthday’

「ジェイムズ2世が32歳の誕生日の午後に偏頭痛をもっていた」

(a) ‘Every even number greater than 2 is the sum of two primes.’ (Goldbach’s Conjecture)

「2より大きなすべての偶数は、二つの素数の和である」(ゴールドバッハの予想)

(b) ‘Everything just doubled in size.’

「すべてのものはちょうど大きさが二倍になった」

(c) ‘There is a planet in our solar system whose existence we cannot establish.’

「我々の太陽系には、我々がその存在を設定することができない惑星が存在する」

(d) 'The colour spectrum is inverted for women.'

「色のスペクトラムは、女性では逆転している」

<ミニレポートの課題>

<真理条件を持つけれども、それが満たされているかどうかを経験によってテストできない>ような例文を作ってください。

難しい課題：①と②の区別の規準は何か？

難しい課題：②と③の区別の規準は何か？

■真理条件が満たされているかどうか決定不可能な文の意味はなにか？

具体的な例題：「Xは言語を学ぶのが上手である」(p.54)

これはXが言語を学ぶところを観察すればテストできる。しかし、もしXが言語を学んだことがなかったとしよう。このとき、我々はこの言明が真であるのか偽であるのかわからない。

問題「この言明は、真か偽のどちらかであるに違いないのか？」(p. 54)

3つの解答が可能である。

(1) 真か偽かのどちらかであるとは限らない。

(2) 言語能力は、脳構造の一定の特徴に関係していなければならない。Xの脳は、この特徴を示すか示さないかのどちらかである。ゆえに、我々がXの脳構造を知っているかいないかに関係なく、その言明は真か偽に決定されている。

(3) 言語能力は、如何なる物理的特徴にも関係している必要はない。しかし、それにもかかわらず、人は言語能力を持つか持たないかのどちらかである。それゆえに、言明は真か偽かのどちらかで無ければならない。(p.54)

■真理の観念に関する二つの統制原理

C原理：真理を文と実在のある構成要素との間の対応(correspondence)として説明すること(p. 52)

K原理：「言明が真であるならば、それが真であることを知ることが原理的に可能でなければならない。」(p.61)

この二つの原理は、真理条件が満たされているかどうかを決定できない文をうまく扱えるだろうか。

選択1 <C原理+二値原理>

真か偽か判らない命題もどちらかである(二値原理)。事実もどちらかに決定している(C原理、实在論)

選択2 <C原理+K原理>

原理的に真か偽かわからない文は、真でも偽でもない (K原理)。真でも偽でもない文に関しては、事実もどちらかに決まっていない (C原理、反実在論)。

どちらを選択するのがよいのだろうか。ダメットは、選択2を採用する。つまり、二値原理よりも、K原理を優先するということである。(その理由はなにだろうか? 来週の課題)

「我々の困難はすべて、我々の言語の全ての文の実在論的な解釈を想定する我々の傾向のために生まれている。つまり、言明に適用可能な真理の観念は、全ての命題が、我々の知識や知る手段とは独立に、真か偽かに決定されている、ということである、と想像する傾向のために生まれた。」(p. 62)

「決定可能な文に関しては、二値原理(the princiole of bivalence) の想定は、傷つかない。」(p. 62) しかし、「もし二値原理が決定不可能な文に適用されたなら、我々は能力を認識と等値することができない位置に立つことになる」(p.63) つまり、K原理が妥当しなくなる。

ダメットは、二値原理を採用している古典論理(classical logic)をすてて(p.64)、二値原理を採用しない直観主義論理を採用する。直観主義数学は、すでにこの立場を採用している。(ダメットが、直観主義数学を採用する理由はなにだろうか?それはおそらく数学の体系の完全性を確保するためである。来週の課題)

K原理の「知る」は、直観主義数学では「証明する」になり、K原理は直観主義数学では、「文が真であるとは、それが証明されていることである。」と表現される。

■直観主義論理における論理定項の意味の変化

「算術的命題の古典的ないしプラトニズム的解釈と直観主義的解釈の差異は、論理定項(文の操作子と量化子)の意味が与えられる仕方にある。」(p.66)

・選言「あるいは」の説明

デイヴィドソン流の真理条件意味論の真理理論において

T文「すべての文「A」と「B」に関して、「AあるいはB」が真であるのは、「A」が真であるか、あるいは、「B」が真理である場合その場合に限る」

ということが公理として設定されるだろう。しかし、直観主義論理では、これには制限が必要になる。

「真理条件による説明は、もし選言の操作子が適用されている言明が決定不可能な場合には、取り返しのつかない循環になる。つまり、もし真理条件を実効的に認識できない場合である。なぜなら、<誰かに「『AあるいはB』が真であるのは、Aが真であるか、あるいはBが真であるとき、かつその時に限る」という知識を帰属させること>がなによって達成されるのかを説明する方法がないからである。」(pp.69-70)

「真」を「証明」に置き換えて次のように言うならば、問題は生じない。

「ある構成が、「AあるいはB」の証明であるのは、それがAの証明であるか、あるいはBの証明であるとき、その時に限る。」後者の「あるいは」は、決定可能な二つの言明の間で成り立つので、問題ない。」(p.69)

・否定「ない」の説明

T文「あらゆる文「A」に関して、「 $\neg A$ 」が真であるのは、「A」が真でないとき、その時に限る」

このT文は二値原理を捨てるときには、成立しない。「真」を「証明」に変えて言えるのは、次のことである。

「ある構成が「A」の証明ならば、「 $\neg A$ 」の証明は存在しない」

「ある構成が「 $\neg A$ 」の証明ならば、「A」の証明は存在しない」

言えないのは次のことである。

「「A」の証明が存在しないならば、「 $\neg A$ 」の証明が存在する」

「「 $\neg A$ 」の証明が存在しないならば、「A」の証明が存在する」

■直観主義数学における「証明」を、「検証」や「反証」や「主張可能」に変えることによって、直観主義の意味の理論を作ることが出来る。これについては、来週検討する。